

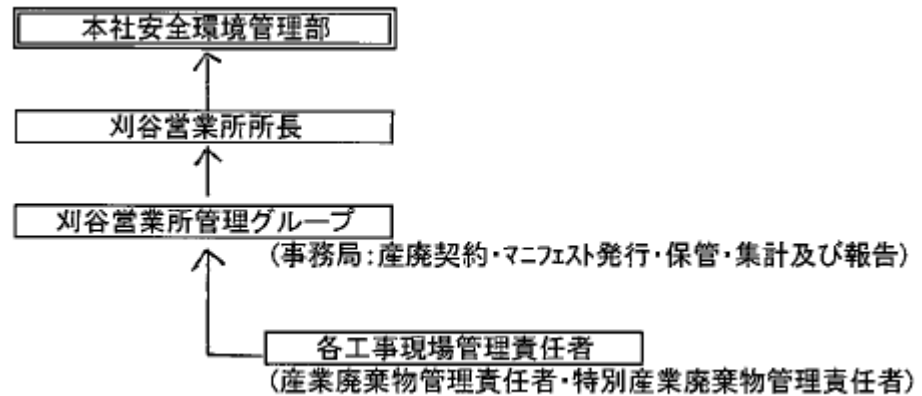
様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書 平成29年6月8日 愛知県知事 殿 〒448-0035 提出者 愛知県刈谷市矢場町3丁目210番地 住 所 トヨタT&S建設株式会社 刈谷営業所 氏 名 所長 柘植友恭 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 (0566) -22-8135 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	トヨタT&S建設株式会社 刈谷営業所
事業場の所在地	愛知県内事業場
計画期間	平成29年4月1日～平成30年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	06：総合工事業
② 事業の規模	元請完成工事高：75,384万円
③ 従業員数	14名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	建設工事：がれき類→中間処理業者に委託 再生破碎し再資源化 木くず→中間処理業者に委託 チップ化し再資源化 混合物→中間処理業者に委託 埋立処分 廃プラ→中間処理業者に委託 再資源化 汚泥→中間処理業者に委託 優良認定業者処理委託 紙くず→中間処理業者に委託 再資源化

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（ 28年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(これまでに実施した取組) 「別紙のとおり」		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 「別紙のとおり」		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) IS014001管理管理体制による分別の徹底 混合廃棄物以外は全て分別し、保管し処理委託 一斉片付時に教育・指導実施
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) IS014001管理体制による分別の徹底 産業廃棄物の3Rの適正処理の推進。 新規入場時での現場内規則の徹底

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（ 28年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 実施していない		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 検討していない		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（ 28年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 実施していない		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 検討していない		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
① 現状	【前年度（ 28年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 実施していない		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 検討していない		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（ 28年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処 理 委 託 量	t	t
	(これまでに実施した取組) 「別紙のとおり」		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 「別紙のとおり」		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物の排出抑制に関する事項

前年度(平成28年度)実績

産業廃棄物の種類	石綿含有混合 廃棄物	廃プラスチック類	金属くず	木くず	ガラス陶器くず	がれき類	混合物	紙くず	建設汚泥			計
排出量	6.0	8.9	3.5	59.3	18.4	1454.3	249.6	0.60	451			2,252

(これまでに実施した取組)

分別を徹底し、混合物を減らし再資源化できるように努めた
梱包材を極力簡易化し、現場へ納品させる 紙類削減

目標

産業廃棄物の種類	石綿含有混合 廃棄物	廃プラスチック類	金属くず	木くず	ガラス陶器くず	がれき類	混合物	紙くず	建設汚泥			計
排出量	5	7	3	47	15	1,163	199	0.5	360			1,800

(今後実施する予定の取組)

ISO14001管理体制による分別の徹底
配管等を極力プレカットさせ現場へ納入させ、廃プラを削減に努める
産業廃棄物の3Rの適正処理の推進。
資材管理を徹底し余剰材の発生を抑制する

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

前年度(平成28年度)実績

産業廃棄物の種類	石綿含有混合 廃棄物	廃プラスチック類	金属くず	木くず	ガラス陶器くず	がれき類	混合物	紙くず	建設汚泥			計
全処理委託量	6.0	8.9	3.5	59.3	18.4	1454.3	249.6	0.60	451			2252
優良認定処理業者へ の処理委託量	0	0.9	2.4	40.1	5.4	290.0	240.1	0.3	0			579
再生利用業者への処 理委託量	0	8.0	1	19.2	13.0	1164.3	10	0	0			1216
認定熱回収業者への 処理委託量												0
認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量												0

委託契約時再利用の確認を実施し、可能な限り再生処理会社への処理を委託するようにしている。
混合物等も選別し再資源化できる物は処理業者へ指示を徹底している。

目標

産業廃棄物の種類	石綿含有混合 廃棄物	廃プラスチック類	金属くず	木くず	ガラス陶器くず	がれき類	混合物	紙くず	建設汚泥			計
全処理委託量	5	7	3	47	15	1,163	199	0.5	360			1800
優良認定処理業者へ の処理委託量	0	1	3	30	10	0	199	0	100			343
再生利用業者への処 理委託量	0	6	0	17	5	1163	0	0.5	0			1192
認定熱回収業者への 処理委託量												0
認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量												0

可能な限り優良認定処理業者を選定する。
がれき類は再生資源化施設保有の処理業者へ委託する。
混合物等も選別し再資源化できる物は処理業者へ指示を徹底する。